

# 「所得税」の還付申告相談会を行います

**年** 金・給与所得がある人を対象に、三島税務署による還付申告の相談会を左の表のとおり開催します。住宅ローンなどを利用して住宅を取得し、住宅借入金等特別控除を受ける人は、ぜひご利用ください。なお、確定申告期間中(2月16日～3月15日)は大変混雑が予想されます。申告に必要な書類がそろっている人は地区別相談会へお越しください。

## 所得税の還付申告相談会

日程	地区	場所	時間
1月30日(月)	仁田・柏谷・間宮・塚本地区の人	函南町役場2階 大会議室	9:30～11:30 13:00～16:00
1月31日(火)	上記以外の地区の人		

平成28年分の確定申告相談と町県民税の申告を平成29年2月16日(木)～平成29年3月15日(水)の期間受け付けます。

### 対象

- 給与所得者で住宅借入金等特別控除、医療費控除、雑損控除を受ける人
- 給与所得者で年の途中で退職した人(年末調整が済んでいない人)
- 年金と給与収入、または源泉徴収額のある年金収入のみの人など

### 申告に必要なもの

- 全員必要なもの
- ①平成28年分の給与所得や公的年金の源泉徴収票(配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の所得金額がわかるもの)
- ②還付用の金融機関口座(本人名義)がわかるもの
- ③印鑑④筆記用具・計算機⑤マイ

ナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード・通知カードなど)⑥本人確認書類(運転免許証など)

### 医療費控除を受ける人

- ①医療費の領収書(医療費の合計金額を集計してお越しください)
- ②高額医療費、出産一時金、保険金、損害賠償金などを受け取った場合はその金額がわかるもの

### 社会保険料控除を受ける人

国民年金、健康保険などの支払額がわかるもの(国民年金の場合は日本年金機構から送付される控除証明書)

### 生命保険料控除・地震保険料控除を受ける人

保険会社などが発行する控除証明書

### 障害者控除を受ける人

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、市町村長が発行する障害者控除対象者認定書など(本人・扶養家族分)

■住宅借入金等特別控除を受ける人  
①住民票の写し②家屋の登記事項証明書③取得価額がわかる書類(売買契約書のコピーなど)④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書⑤住宅ローンなどに敷地も含まれる場合は取得価額・年月日がわかる書類(敷地の登記事項証明書、契約書のコピーなど)⑥補助金などを受け取っている場合は、その金額がわかるもの

### 公的年金などを受給している人

公的年金などの収入金額が400万円以下(複数の公的年金を受給している人は、その収入金額の合計額)で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には所得税の確定申告の必要がなくなりまし。ただし、所得税が源泉徴収されている人のうち、確定申告することにより所得税が還付される人は、確定申告書を提出してください。

申告書や申請書などには

## マイナンバーの記載が必要です

**社** 会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告手続きなどにはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要になります。忘れずに書類を用意しましょう。

### マイナンバーは全員に通知

マイナンバーは、12桁の番号で住民票がある国民全員に1人1つずつ指定され、市区町村から通知されています。また、住民票がある中长期在留者や特別永住者などの外国籍の人にも同様に指定、通知しています。

マイナンバーは「通知カード」により住民票の住所に通知されています。番号法では、マイナンバーの漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)を守るため、マイナンバーの利用範囲(番号法に規定された社会保障、税、災害対策に関する事務)や提供を制限するなど、特定個人情報の取り扱いについて厳しい保護措置を定めています。

申告の手続きなどには  
**マイナンバーの記載**  
+  
**本人確認書類の提示または写しの添付**が必要です



### 申告などに必要な本人確認の書類

#### ◆マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている人

- ・マイナンバーカードだけで、番号確認と本人確認が可能です。
- ・自宅などからe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

#### ◆マイナンバーカードを持っていない人

番号確認書類	本人確認書類
<p>&lt; 本人のマイナンバーを確認できる書類 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カード</li> <li>・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限る)</li> </ul> <p>などのうちいずれか1つ</p>	<p>&lt; 記載したマイナンバーの持ち主であることが確認できる書類 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・パスポート</li> <li>・在留カード</li> <li>・公的医療保険の被保険者証</li> <li>・身体障害者手帳</li> </ul> <p>などのうちいずれか1つ</p>

国税に関するマイナンバー制度の最新情報は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>)でご確認ください。



### マイナンバー制度とは…

社会保障、税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的とした制度です。